

表紙含 : (10枚)
仕様書番号 : MAN-14号
作成年月日 : 令和3年6月30日
作成部隊名 : 立川駐屯地業務隊管理科

103号建物消火設備更新工事
仕様書

件名	103号建物消火設備更新工事	図面番号	1/10
図面名称	表紙	縮尺	

仕 様 書

- 1 件 名
103号建物消火設備更新工事
- 2 場 所
東京都立川市緑町5番地 陸上自衛隊立川駐屯地
- 3 概 要
消火設備更新 一式

共 通 仕 様 書

- 1 一般事項
- (1) 本仕様書に記載してある事項のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）」（最新版）（以下「共仕」）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）」（最新版）（以下「共改仕」）を準拠並びに官側の指示による。
- (2) 適 用
- ア 本仕様書は、陸上自衛隊立川駐屯地において実施する、建築物等の工事及び修理に適用する。
- イ 本仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、請負者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 用語の定義
- ア 現場代理人とは、本仕様書に規定する請負者側の工事及び修理責任者をいう。また、工事及び修理を総合的に把握し、工事及び修理を円滑に実施するために官側との連絡調整を行う者をいう。
- イ 工事及び修理検査とは、本仕様書に規定するすべての工事及び修理の完了の確認、または毎月の支払いの請求に関わる工事及び修理の終了の確認をするために官側が指定した検査官が行う検査をいう。
- (4) 官公署その他への届出手続き等
- ア 工事及び修理の着手、施工、完成に当たり関係官公署その他の関係機関への必要な手続き等を遅滞なく行う。
- イ アに規定する届出手続き等を行うに当たっては、届け出内容について、あらかじめ監督官に報告する。
- ウ 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材、労務等を提供する。

件 名	103号建物消火設備更新工事	図面番号	2 / 10
図面名称	共通仕様書	縮 尺	/

(5) 書類の書式等

書面を提出する様式（提出部数を含む）は、公共建築工事標準書式によるほか、監督官の指示による。ただし、別に定めがある場合を除く。

(6) 仕様書等の取扱い

本仕様書は、工事及び修理のために使用する以外の目的で第三者に使用させない。また、その内容を漏えいしない。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(7) 疑義に対する協議等

本仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で本仕様書によることが困難若しくは不都合が生じた場合は、官側と協議し、その指示に従い実施する。

(8) 関係法令等の遵守

工事及び修理の実施に当たり、駐屯地の規定を遵守するとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、工事及び修理の円滑な進行を図る。

(9) 施工条件

工事及び修理を行う時間は、原則として平日08時30分～17時00分までとする。なお、工事及び修理日時を変更する場合は、事前に監督官の承諾をうける。

(10) 受注者の負担の範囲

ア 工事及び修理の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に係る費用は、請負者の負担とする。ただし、設備の試運転に関する必要最小限の電気ガス、水道等の使用を除く。

イ 工事及び修理に必要な工具、計測機器等の器材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。

(11) 工事及び修理担当者

ア 請負者は、現場代理人を定め、官側に届け出る。また、現場代理人を変更する場合も同様とする。

イ 現場代理人は工事及び修理担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、現場代理人は、工事及び修理担当者を兼ねることができる。

ウ 工事及び修理担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

エ 法令等により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が作業等を行う。

オ 官側は、工事及び修理担当者の工事及び修理不履行、著しく不適格と明らかに認められる者があった場合には、その理由を明示し、必要な措置を求めることができる。その場合、受注者は、工事及び修理に支障をきたさないように必要な措置を行わなければならない。

件名	103号建物消火設備更新工事	図面番号	3/10
図面名称	共通仕様書	縮尺	

- (12) 報告書の書式等
報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、事前に監督官の承諾を得る。
- (13) 安全管理
ア 工事及び修理の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故防止に努める。
イ 請負者側の不注意により建物等を損傷させた場合は、請負者の責任において原状に復旧することとする。
- (14) 保全の措置
許可を受けていない場所への立入は、厳禁とする。ただし、工事及び修理に際して立入りの必要が生じた場合は、官側と調整し所定の手続きをすることとする。
- (15) 関連業務との調整
本工事及び修理とは、契約外で関連及び調整を生じる工事及び修理が発生した場合については、官側と協議しその指示に従う。
- (16) 材 料
ア 「国等による環境物品等の調達に関する法律」（以下グリーン購入法という。）により環境負荷を低減できる材料を選定するように努める
イ 使用する材料の選定に当たっては揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮する。
ウ 工事及び修理に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。
- (17) 材料の品質等
工事及び修理に使用する材料は本仕様書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する材料は、新品でなくてもよい。
- (18) 材料の検査等
現場に搬入した材料は、種別ごとに監督官の検査を受ける。また、現場に搬入した材料のうち、変質等により工事及び修理に使用することが適当でないと監督官の指示を受けたものは、直ちに工事及び修理現場外に搬出する。
- (19) 材料の保管
搬入した材料は、工事及び修理に使用するまで、変質等させないように保管する。
- (20) 発生材の処理等
ア 発生材の抑制、裁量、再資源化及び再生資源の積極的活用を努める。なお、本仕様書に定められた以外に発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督官と協議し、その指示に従うものとする。

件 名	103号建物消火設備更新工事	図面番号	4 / 10
図面名称	共通仕様書	縮 尺	

イ 発生材の処理は、次による。

(7) 発生材のうち、官側に引渡しを要するものは、金属類とし、監督官の指示を受けた場所に整理のうえ、発生材調書を作成して監督官に提出する。

(イ) (7) 以外のものは、すべて構外に搬出し「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他関係法令等によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理する。なお、産業廃棄物に関しては、マニフェストの写し（A、B 2、D、E 票）を契約工期内に提出するものとする。

(21) 提出書類

ア 現場代理人等通知書

イ 工程表

ウ 日誌

エ 打ち合せ簿

カ 施工体制台帳及び施工体系図（必要な場合）

キ 発生材調書

ク その他官側の指定するもの

ケ 官側より受けた仕様書等はすべて受注者等に残してはならない。関連した情報が漏えいした場合は、受注者がすべて責任を負うこととする。

(22) 写真撮影

工事及び修理の実施に伴い、作業前・作業後及び作業中の隠ぺいとなる箇所、材料搬入、主要な作業段階の実施状況、その他官側の指示した箇所を撮影し、写真帳（A 4 S 版）に整理し、検査前に監督官に提出する。

件名	103号建物消火設備更新工事	図面番号	5 / 10
図面名称	共通仕様書	縮尺	

特記仕様書

1 施工対象設備

(1) 撤去設備及び材料は表1のとおり。 (表1)

呼 称	規 格	数 量
消火ポンプユニット	50MCFU455.5 (エバラ製) 吐出し量 300L/m 全揚程 45m 同期速度 1500min ⁻¹ 出力 5.5kw 平成5年度建設省仕様 漏電警報付、標準附属品付 制御盤付 (標準仕様及び特殊仕様 (消 火栓始動リレー内蔵、消火水槽満減 水警報、進相コンデンサ付))	1台
消火配管	配管用炭素鋼鋼管 15A	2.40m
	配管用炭素鋼鋼管 20A	0.3m
	配管用炭素鋼鋼管 40A	2.00m
	配管附属品 仕切弁 40A (試験用)	1個
	配管用炭素鋼鋼管 50A	3.00m
給水配管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 20A	0.35m
フレキシブル ジョイント	消防認定品 50A 500L	2個
	消防認定品 20A 300L	1個

(2) 新設設備及び材料は表2のとおり。 (表2-1)

呼 称	規 格	数 量
消火ポンプユニット	吐出し量 300L/m 全揚程 45m 同期速度 1500min ⁻¹ 出力5.5kw附属品付 (水温上昇 防止用逃し装置、吐出し短管、フート 弁、ユニットベース、呼水じょうご (弁)付、スルース弁、衝撃吸収式 チェッキ弁、圧力計φ100、連成計 φ100、呼水槽100L (ドレン弁 付)、呼水配管用スルース弁・チャッ キ弁、ポンプ性能試験装置 (流量計) 試験配管用流量調整弁)	1台

件 名	103号建物消火設備更新工事	図面番号	6/10
図面名称	特記仕様書	縮 尺	/

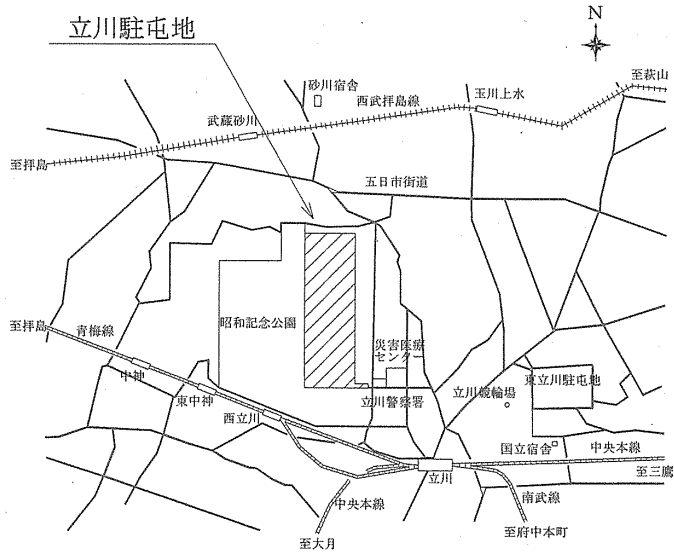
(表 2-2)

呼 称	規 格	数 量
消火ポンプユニット	サクシヨンユニット 電動機 (防滴保護形) 制御盤 (呼水槽満減、過電流警報、起 動リレー、始動確認フリッカー信号、漏 電警報、消火栓始動リレー内蔵、消火 水槽満減水警報、進相コンデンサ)	1 台
消火配管	配管用炭素鋼鋼管 15 A	2.40 m
	配管用炭素鋼鋼管 20 A	0.30 m
	配管用炭素鋼鋼管 40 A	2.00 m
	配管附属品 仕切弁 40 A (試験用)	1 個
	配管用炭素鋼鋼管 50 A	1.40 m
	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 50 A	1.60 m
給水配管	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 20 A	0.35 m
フレキシブル ジョイント	消防認定品 50 A 500 L	2 個
	消防認定品 20 A 300 L	1 個

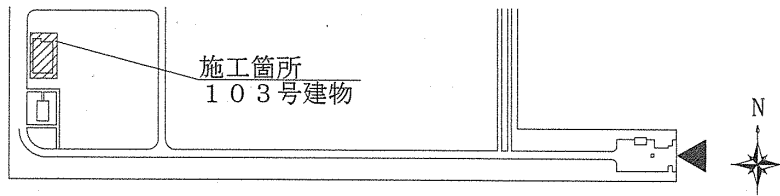
2 特記事項

- (1) 更新設備について、事前に官側へ承認図を提出し、承諾を得たのち、制作・発注を実施すること。
- (2) 作業実施日については、事前に工程表を提出し、官側と調整し、決定すること。
- (3) 所轄消防署への手続き等が必要な場合は、請負者が責任をもって実施し、検査等の立ち合いも合わせて実施する。また、所轄消防署との調整において、実施しなければならない事項は、請負者の責任において実施する。
- (4) 消火配管については下記事項に基づき試験を実施すること。
 - (ア) 水配管は、次の圧力値による水圧試験を行う。
 - (a) 「消防設備等の試験基準の全部改正について(最新版)」に基づく外観・性能試験を行う。
 - (イ) 各消火ポンプに連結される配管は、当該ポンプの締切圧力の1.5倍の圧力とする。
- (5) 施工については、消防法に適合するように実施すること。

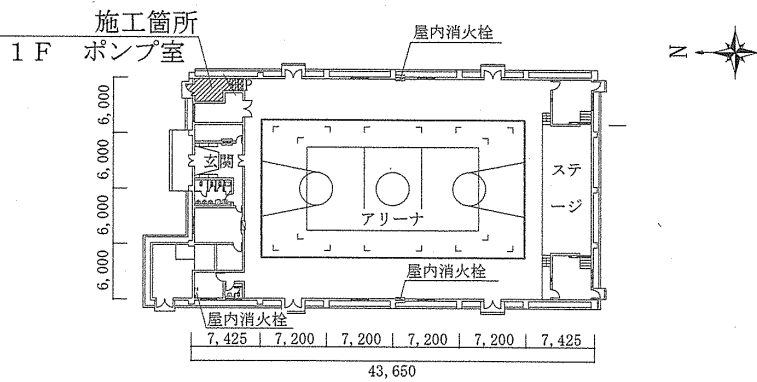
件 名	103号建物消火設備更新工事	図面番号	7/10
図面名称	特記仕様書	縮 尺	



案内図



配置図



平面図

件名	103号建物消火設備更新工事	図面番号	8 / 10
図面名称	案内図・配置図・平面図	縮尺	